

平成27年第5回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成27年5月14日(木) 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦 書記 石井 靖紀、清水 真  
門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
  - (1) 議案第26号 三種町農業委員会委員一般選挙の選挙期日及び告示の日  
について
  - (2) 議案第27号 投票所閉鎖時刻の繰り上げについて(農委選)
  - (3) 議案第28号 開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて  
(農委選)
  - (4) 議案第29号 選挙会の場所及び日時について(農委選)
  - (5) 議案第30号 期日前投票所について(農委選)
  - (6) 議案第31号 不在者投票の事務取扱場所について(農委選)
  - (7) 議案第32号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告  
示の日について
  - (8) 協議第 1号 三種町農業委員会委員一般選挙に伴う立候補予定者説明  
会等の開催日程について

午前8時55分開会

木村書記長 おはようございます。お忙しいところありがとうございます。  
時間前ですけれども皆さんお揃いですので、只今から平成27年  
第5回三種町選挙管理委員会を開催致します。

開催に当たりまして、近藤委員長の方からご挨拶をお願いします。  
す。

近藤委員長 どうも皆さんおはようございます。農繁期の真っ最中で、お忙  
しい中のご出席ありがとうございます。本日は、農業委員会委  
員の選挙と下岩川財産区議会議員の選挙の案件でございます。早  
めに準備に取り組む必要がありますことから本日の開催となり  
ました。議案7件と協議1件ございますが、よろしくご審議の程

お願い申し上げまして、挨拶と致します。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の会議録署名委員の指名ということで、川田委員と加賀谷委員にお願い致します。

それでは、議案26号「三種町農業委員会委員一般選挙の選挙期日及び告示の日について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記

はい。議案第26号「三種町農業委員会委員一般選挙の選挙期日及び告示の日について」。

三種町農業委員会委員一般選挙の選挙期日及び告示の日を次のとおり定める。

- 1 選挙期日 平成27年7月 5日
- 2 告示日 平成27年6月30日

内容について、説明致します。

本町の農業委員会の選挙による委員の任期が、平成27年7月19日に満了致します。

任期満了に伴う農業委員会委員の一般選挙は、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第33条第1項の規定により、任期満了の日の前30日以内に行うこととなっております。

この選挙の期日につきましては、当委員会で決定する事項でございますが、農業委員会事務局の意見を聴いてみましたところ、7月の定例委員会が10日に予定されている関係もあり、7月5日ではどうかということでございました。3年前の選挙期日が7月8日でありましたので、今回もこの辺りで考えますと、やはり7月5日が望ましいのではと思われ、平成27年7月5日に致したいとするものであります。

また、「選挙期日」につきましては、5日前までに告示することとなっておりますので、告示の日を選挙期日の5日前、平成27年6月30日に致したいとしております。

なお、選挙すべき委員の数につきましては、「三種町農業委員会の委員の定数等に関する条例」により、第1選挙区（琴丘地区）が5人、第2選挙区（山本地区）7人、第3選挙区（八竜地区）が6人の計18人となります。

議案の説明は、以上でございますが、ご審議いただくに当たりまして、農業委員会委員選挙に関する法令の規定、それから任期

等につきまして、2頁以降で説明をさせていただきます。

まず、2頁の1でございます。

農業委員会委員の選挙につきましては、「農業委員会等に関する法律」の第11条におきまして、公職選挙法の規定を準用する形で規定されております。

2頁と3頁にその準用している内容を列記してございます。

これにかいつまんでご説明致しますと、今回の選挙につきましては、3月31日付けで確定した農業委員会委員選挙人名簿を使用して行うこととなりますが、例えば犯罪で収監中の者といった、選挙権、被選挙権を有しない者の取扱いにつきましては、公職選挙法の規定が準用となっております。

このほか、投票区、開票区、名簿の抄本の使用、一般選挙の期日の取扱い。投票、開票、選挙会の取扱いにつきましても一部の規定を除き準用となっております。

また、候補者の立候補届出等の取扱い、あるいは、第129条以下では選挙運動に関するものとしまして、選挙運動の期間、選挙事務所の設置及び届出、数、選挙当日の選挙事務所の制限、選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止、戸別訪問。3頁に移りまして、連呼行為の禁止、個人演説会の取扱い、夜間の街頭演説の禁止、特定の建物及び施設（公共施設、学校、病院等）における演説等の禁止といった選挙運動の規制につきましても準用となっております。

また、第16章ということで、選挙運動の規制違反に対する罰則についても公職選挙法の規定が準用されておりますが、カッコ内の網掛けの規制違反に対する罰則については除かれておりますので、一般選挙に比べますと選挙活動の規制はかなり緩和されているということがお分かりいただけるかと思えます。その他、ご覧のとおりでございます。

次に、議案に関連する部分と致しまして、選挙期日に関する公職選挙法の準用につきまして、4頁の2をご覧ください。

これは、準用する公職選挙法第33条の規定を農業委員会委員の選挙に読み替えてございますが、任期満了に因る一般選挙につきましては、その任期が終わる日の前30日以内に行う必要がございます。

また、同条第5項で選挙の期日は、少なくとも5日前に告示しなければならないとなっております。

次に、3の農業委員会委員の任期でございますが、法第15条で選挙による委員の任期は3年となっております。現職の任期につきましては、平成24年7月20日から平成27年7月19日までの3年間となっております。

次に、4と致しまして、合併後これまで3回の選挙期日と告示日を列記してございます。このうち、平成18年の選挙におきまして、第2選挙区（山本地区）で投票となった以外は、すべて無投票でございました。

説明は以上でございますが、只今ご説明致しました法令の規定、それから農業委員会の開催日等を勘案致しまして、選挙期日を7月5日（日）、告示日を6月30日（火）としてございますので、よろしくご審議の程お願い致します。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

近藤委員長 この選挙が最後の農業委員会選挙になるかもしれませんね。

清水書記 はい。そのように思います。

川田委員 無投票の場合は、告示日以降どうなりますか。

清水書記 無投票の場合であっても、当選人の決定は選挙期日の選挙会で決定されますので、開くこととなります。

川田委員 選挙が行われるという広報は、農業委員会の方で行うのですか。

清水書記 選挙管理委員会で行います。今日、選挙期日と告示日をご決定いただいて、6月の広報に掲載致します。

近藤委員長 他にご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり。）

近藤委員長 特に無いとのことですので、議案第26号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

近藤委員長 それでは、議案第26号は、原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第27号「投票所閉鎖時刻の繰り上げについて」ということで、説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第27号「投票所閉鎖時刻の繰り上げについて（農委選）」。

三種町農業委員会委員一般選挙における投票所の閉鎖時刻を次

のとおり繰り上げる。

閉鎖時刻を2時間繰り上げる。

投票時間 午前7時から午後6時まで

内容について、説明致します。

農業委員会委員の選挙の投票時間につきましては、公職選挙法の規定が準用されますことから、原則は午前7時から午後8時までの投票でございます。町長選挙等、町の選挙におきましては、町民にいち早く選挙結果をお知らせするため、投票所の閉鎖時刻を2時間繰り上げる取扱いとしておりますが、農業委員会委員の選挙につきましても、これに倣って閉鎖時刻の2時間繰り上げをしたいとしております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございませんか。  
（「特別ありません。」の声あり。）

近藤委員長 特別無いとのことですが、議案第27号について原案どおり決定することにご異議等ありませんか。  
（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第27号は原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第28号「開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第28号「開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて（農委選）」。

三種町農業委員会委員一般選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うこととする。

内容について説明致します。

本町の農業委員会選挙におきましては、選挙期日7月5日に3選挙区それぞれで選挙会を開き、当選人の決定を行います。また、投票となった場合につきましては、選挙区毎に開票を行うこととなります。

公職選挙法の規定では、選挙会の区域と開票区の区域が同一の場合は、事務の簡素化の観点から、開票の事務とその結果に基づいて当選人を決定する選挙会の事務を併せて行うことができると

なっておりますことから、その旨ご決定いただきたいというものです。

ちなみに、開票と選挙会の事務を同時に行った場合は、各候補者の得票結果により、そのまま当選人が決定されるということになります。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございませんか。  
(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第28号について原案どおり決定することにご異議等ありませんか。  
(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第28号は原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第29号「選挙会の場所及び日時について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第29号「選挙会の場所及び日時について(農委選)」。  
三種町農業委員会委員一般選挙において開票の事務を併せて行う選挙会の日時及び場所並びに投票を行わない場合の選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

#### 1 投票を行う場合

選挙会の場所 第1選挙区 三種町鹿渡字東二本柳29番地3  
琴丘地域拠点センター  
第2選挙区 三種町森岳字町尻27番地1  
山本公民館  
第3選挙区 三種町鶉川字岩谷子8番地  
三種町役場本庁

選挙会の日時 平成27年7月5日 午後7時開始

#### 2 投票を行わない場合

選挙会の場所 三種町鶉川字岩谷子8番地 三種町役場本庁  
選挙会の日時 平成27年7月5日 午前10時開始

これにつきましては、記載のとおりでございますが、投票を行う選挙区につきましては、1に記載のとおり、投票終了後の午後7時から、選挙区毎にご覧の場所で。また、無投票の選挙区につきましては、2に記載のとおり本庁で午前10時からの開催としております。

なお、委員の皆さまの中から選挙長を選任させていただく予定としておりますが、詳しいことにつきましては、後ほど「その他」でご相談させていただきます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。

川田委員 これで問題ないと思います。

近藤委員長 はい。その他ご異議等ございませんか。  
（「ありません。」の声あり。）

近藤委員長 特に無いようですので、議案第29号は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 続きまして、議案第30号「期日前投票所について」ということで、説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第30号「期日前投票所について（農委選）」。  
三種町農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を次のとおり定める。

第1選挙区 三種町鹿渡字東二本柳29番地3  
琴丘地域拠点センター

第2選挙区 三種町豊岡金田字森沢1番地2  
山本総合支所

第3選挙区 三種町鶉川字西本田2番地  
八竜農村環境改善センター

内容について、説明致します。

公職選挙法の規定により、農業委員会委員の選挙におきましても期日前投票所を設置する必要がありますので、ご覧のとおり、第1選挙区が琴丘地域拠点センター、第2選挙区が山本総合支所、第3選挙区が八竜農村環境改善センターの3カ所に定めたいとしております。

なお、一般の選挙と異なりまして、期日前投票所の選挙区指定を行っておりますので、選挙人は自分の所属する選挙区の期日前投票所でのみ投票できることとなりますのでご留意願います。

期日前投票所の設置期間等について記載してございませんが、公職選挙法の規定どおり、告示日の翌日7月1日（水）から選挙期日の前日7月4日（土）まで、投票時間は午前8時30分から午後8時までとなります。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、  
お願い致します。

田村委員 期日前投票の投票者数は、どれくらいになりますか。

清水書記 これまでに投票が行われたのが、平成18年の山本選挙区のみ  
でありまして、その時のデータが残っておりませんので、正確な  
ところはわかりませんが、投票率全体では7割を超えておりました。  
山本選挙区の名簿登録者数が2,500人ほどですので、仮  
に2割が期日前投票を利用したとすれば500人程度ということ  
になります。

川田委員 農業委員の期日前投票についても、一般の選挙と同じように管  
理者、立会人を置きますか。

清水書記 はい。それにつきましても公職選挙法の規定が準用されてお  
りますので、置くことになります。

川田委員 その人件費などは、農業委員会の負担になるのですか。

清水書記 農業委員会の選挙につきましては、町費で賄うことになり  
ます。農業委員会は、町の行政委員会として選挙と同じ一般会計の中  
で運営されておりますので。

川田委員 わかりました。

近藤委員長 議案第30号について、他にご質問等ございませんか。  
(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第30号を原案どおり決定して  
よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長 はい。それでは、議案第30号は原案どおり決定致します。

近藤委員長 議案第31号「不在者投票の事務取扱場所について」。説明をお  
願いします。

清水書記 議案第31号「不在者投票の事務取扱場所について(農委選)」。  
三種町農業委員会委員一般選挙における不在者投票の事務取扱  
場所を次のとおり定める。

三種町鶴川字岩谷子8番地 三種町役場本庁

不在者投票につきましても、期日前投票と同じ期間取り扱うこ  
とになりますので、その事務取扱場所を役場本庁に定めるもので  
ございます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明について、何かございませんか。  
（「ありません。」の声あり。）

近藤委員長 特に無いようですが、原案どおり決定することについて、ご異議ありませんか。  
（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 異議無いようですので、議案第31号は原案どおり決定することに致します。

近藤委員長 続きまして、議案第32号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日について」ということで、事務局より説明をお願いします。

清水書記 案第32号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日について」。

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日を次のとおり定める。

1 選挙期日 平成27年8月30日

2 告示日 平成27年8月25日

内容について説明致します。

下岩川財産区議会議員の任期が、平成27年9月19日に満了致します。

任期満了に伴う財産区議会議員の一般選挙は、公職選挙法第33条第1項の規定により、任期満了の日の前30日以内に行うこととなっております。

この選挙を行うべき期間中は、町議会の9月定例会が予定されている関係で、選挙事務を円滑に行うためにも、定例会の会期中とその前後は避けることが望ましいと思われまことから、選挙の期日を、平成27年8月30日に致したいとするものであります。

また、「選挙期日」につきましては、5日前までに告示することとなっておりますので、告示の日を選挙期日の5日前、平成27年8月25日に致したいとしております。

なお、選挙すべき議員の数につきましては、「三種町下岩川財産区議会条例」で6人と定まっております。

議案の説明は、以上でございますが、財産区議会議員選挙に関する法令の規定等につきまして、11頁で説明をさせていただきます。

まず、財産区につきまして、琴丘地区と八竜地区ではあまり馴染みがないと思われまますので制度の説明からさせていただきます。

財産区は、町村合併を推進する手段として設けられた地方自治制度でございまして、特定の地域の住民の利用に供されてきた旧町村の財産又は公の施設につきまして、合併後の新市町村に移管せず、従来の慣行に従い引き続きその地域の住民に管理権を残し、これに独立の法人格を認める制度で、地方自治法上は特別地方公共団体というふうに分類されております。

下岩川財産区につきましても、旧三町の合併も含め過去の町村合併の過程で設置されてございまして、下岩川地区の住民に、山林、原野、林道の管理と処分に関する権限が認められております。

財産区の議会議員の選挙につきましては、1にございましており、公職選挙法第268条に定めがございまして、町村の議会の議員の選挙に関する規定が適用されることとなります。

また、2の選挙期日に関する公職選挙法の規定でございしますが、議案第26号の農業委員会委員一般選挙と同じく、第33条の規定によることとなりますので、任期が終わる日の前30日以内にこれを行い、選挙期日は、少なくとも5日前に告示することとなります。

次に、3の下岩川財産区議会議員の任期につきましては、財産区議会条例で任期4年と規定されてございまして、現職は平成23年9月20日から平成27年9月19日までの4年間になっております。

最後に、4のこれまでの選挙期日と告示日でございしますが、三種町となりましてから平成19年と平成23年の2回、ご覧の日程で執行されております。いずれも無投票でございまして。

議案第32号についての説明は以上でございしますが、只今説明の法令及び条例の規定と議会9月定例会の日程等も勘案しながら、選挙期日を8月30日（日）、告示日を8月25日（火）という内容で提案しておりますので、ご審議の程お願い致します。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

田村委員長 能代山本地区で財産区の議会を設置しているのは、他にもありますか。

清水書記 八峰町では沢目財産区、能代市では浅内、桧山など幾つかあつ

たように思います。地方自治法の規定を見ても、市町村の条例で財産区議会を置くか、財産管理会を置くかというような選択ができるというふうになっておりまして、八峰町の場合は管理会であったと記憶しております。能代市の状況については把握しておりません。

近藤委員長 議会とするか、管理会とするかといった議論も昔あったようですが、権限等の関係で議会制になったと記憶しています。

議案第32号について、ご意見、ご異議等ございませんか。  
(「ありません。」「異議無し。」の声あり。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第32号は原案どおり決定することと致します。

近藤委員長 続きまして、協議第1号「三種町農業委員会委員一般選挙に伴う立候補予定者説明会等の開催日程について」ということで、説明をお願いします。

清水書記 はい。協議案件につきましては、農業委員会委員一般選挙に伴います立候補予定者説明会と立候補届出にかかる事前審査の日程に関する協議でございます。

1の立候補予定者説明会でございますけれども、選挙のたびにこうした説明会を開催致しまして、立候補届出の受付や選挙運動に関する留意事項などの説明を行っております。説明会には委員長の方から出席いただいております。議会6月定例会の直前ではございますが、ある程度早めに開催した方がその後の準備も円滑に進むであろうということで、6月8日午前10時から隣の改善センターで行いたいと考えております。

それから2の立候補届出にかかる事前審査でございますが、説明会で配付する立候補届出書類の審査を事前に行うものでございまして、これにつきましては事務局で対応致しますが、6月23日午前に役場で行いたいと考えておりますので、ご協議をお願い致します。

近藤委員長 只今の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。  
(「特にありません。」の声あり。)

近藤委員長 はい。特に無いようですので、協議第1号につきましては、事務局案のとおり進めていただくことと致します。

近藤委員長 以上で本日予定の案件は、全て終了致しました。

それでは、「その他」と致しまして、事務局からよろしくお願

します。

清水書記 (今後の日程、農業委員会委員一般選挙の選挙長の選任について説明)

近藤委員長 委員の皆さんから他に何かご質問等ございませんか。  
(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、これで今日の第5回選挙委員会は閉じたいと思います。ご苦労さまでした。

午前9時45分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_